

あつまらいや北条 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この組織はあつまらいや北条（以下「北条会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会は、北条地区（以下「地区」という。）の地域振興組織として設置し、民主的な運営のもとに、地区住民が未来志向の発想で前向きに自らが楽しみながら、北栄町と協働して地区の連帯と活性化を図り、地区住民一人ひとりが将来とも安心して生き活きと暮らせる住民参画の地域づくりを目的とする。

(事務所)

第3条 北条会の事務所は、北栄町土下121番地1 北栄町役場北条支所 に置く。

第2章 組 織

(会員)

第4条 北条会の会員は、地区に居住する住民とする。

2 次に掲げる者で、北条会の趣旨に賛同し北条会が認めたもの。

(1) 地区外に居住し地区内に親族が居住する者、及び地区内に家屋敷、農地、山林等を所有又は管理する者並びに北栄町内に事業所を置く法人等。

(会費)

第4条の2 北条会は事業運営のため、必要に応じて会員から会費を徴収することができる。

(事業)

第5条 北条会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の賑わいづくり
- (2) 子どもの心豊かで健やかな育ち
- (3) 住民交流のたまり場づくり
- (4) 地域の歴史・文化・自然等の魅力発信
- (5) その他、第2条に定める目的達成に関すること。

第3章 決 議 機 関

(総会)

第6条 総会は北条会の最高決議機関であって会員で構成する。

2 総会は北条会の第2条の目的を達成するための重要性を認識し、その運営が地区住民の意思を反映して適切に行われるよう審議しなければならない。

3 総会は会長が必要に応じて招集する。4月には定期総会を開催する。

第7条 総会には議長及び副議長をおく。

2 議長、副議長は会員の互選で決める。

- 3 議長は総会を代表し議事を司る。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

第8条 次のことは総会で決める。

- (1) 規約の制定と改廃
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 財産の取得及び処分
- (5) 役員の改選
- (6) その他北条会の運営に必要な重要事項

第9条 総会は会員の3分の2以上の出席（委任状含む）により開催し、議事は出席会員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

第4章 役員

(役員)

第10条 北条会に次の役員をおく。ただし、通常の役員会は監事を除く。

会長	1名
副会長	2名
専門部の代表	各1名
監事	2名
事務局員	若干名

(役員等の任務)

第11条 会長は北条会を代表し、会務の統括を行う。役員会は会長が招集する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 個別事業の目的達成のため、総会の承認により専門部を設置することができる。

なお、専門部の運営は別に定める。

- (1) 専門部は個別事業の内容を立案し、執行管理する。なお、事業を廃止するときは状況に応じて専門部を廃止する。
- (2) 専門部から北条会の役員1名を選任する。なお、専門部を廃止したときは選出された役員の職を解く。

4 監事は会計を監査し、定期に報告する。

5 事務局員は会計及び庶務にあたる。

(役員の選出)

第12条 役員は総会で選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 任期の中途において役員が交代したときは、前任者の残任期間とする。

(相談役)

第13条 北条会に相談役をおくことができる。

第5章 会 計

第14条 北条会の経費は、会費、町交付金、寄付金、事業収入及びその他の収入でまかなう。

第15条 北条会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条 定期総会で決算報告書を提出し承認を得なければならない。

2 決算報告書は、会計監査を受ける。

第17条 会計処理規程は別に定める。

第6章 そ の 他

第18条 北条会の業務遂行のため、必要とする諸規程・規則は、総会の議決により定める。

第19条 北条会の解散は、定期総会で出席会員の直接無記名投票による4分の3以上の同意を得なければならない。

第20条 北条会を解散した場合は、北栄町にその地位を承継するものとする。

附 則

1 この規約は平成30年5月18日から施行する。

2 平成30年度における会計年度は、第15条の規定にかかわらず、平成30年5月18日から平成31年3月31日までとする。

附 則（令和2年度定期総会）

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

附 則（令和4年度定期総会）

この規約は、令和4年4月19日から施行する。